

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第58期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
【会社名】	株式会社永谷園
【英訳名】	NAGATANIEN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 町田 東
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋二丁目36番1号
【電話番号】	03-3432-2511(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 永谷 竜一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目36番1号
【電話番号】	03-3432-2511(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 永谷 竜一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第3四半期 連結累計期間	第58期 第3四半期 連結累計期間	第57期 第3四半期 連結会計期間	第58期 第3四半期 連結会計期間	第57期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	50,834	51,557	19,655	19,796	66,175
経常利益(百万円)	2,693	3,451	1,789	2,273	2,505
四半期(当期)純利益(百万円)	1,577	1,966	962	1,317	1,580
純資産額(百万円)	-	-	22,477	24,026	22,623
総資産額(百万円)	-	-	52,594	57,465	49,956
1株当たり純資産額(円)	-	-	592.47	625.17	596.68
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	41.92	52.00	25.58	34.54	42.02
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	42.4	41.5	44.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,913	1,170	-	-	4,339
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,772	3,880	-	-	2,183
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	891	5,401	-	-	2,642
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	5,998	8,954	6,263
従業員数(人)	-	-	1,463	1,449	1,447

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	1,449	(332)
---------	-------	-------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	669	(29)
---------	-----	------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しておりますが、事業区分に変更はないため、前年同四半期比較を行っております。

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高（百万円）	前年同四半期比（％）
食料品事業		
お茶づけ・ふりかけ類	4,798	106.6
スープ類	6,138	103.3
調理食品類	7,347	91.6
その他	967	91.0
小計	19,251	98.6
その他	-	-
合計	19,251	98.6

(注) 1 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 上記食料品事業「その他」の主な内訳は、業務用商品、進物品であります。

4 その他は、算定が困難なため記載しておりません。

(2) 受注状況

一部の連結子会社は受注生産を行っておりますが、受注当日または翌日に製造・出荷の受注生産を行っておりますので、受注高及び受注残高の記載は省略しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同四半期比（％）
食料品事業		
お茶づけ・ふりかけ類	4,990	97.5
スープ類	6,047	108.1
調理食品類	7,373	97.5
その他	1,373	107.3
小計	19,783	101.2
その他	13	12.6
合計	19,796	100.7

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記食料品事業「その他」の主な内訳は、業務用商品、進物品であります。
3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
三菱商事(株)	18,304	93.1	18,501	93.5

4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、企業収益の改善により、一部で持ち直しの動きが見られるものの、欧州・米国を中心とした不安定な経済情勢や急速な円高の進行等、景気の先行きに対する不透明感が続いており、依然として予断を許さない状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く市場環境も、厳しい雇用情勢や個人消費の冷え込みを背景に、企業間の熾烈な販売競争が繰り広げられ、デフレ状況は依然として変わらず、厳しい状況でありました。

このような経営環境の下、当社グループにおきましては、当期の最重要課題である「基幹商品カテゴリーの活性化」に注力するとともに「新しいカテゴリー・事業分野の開拓」に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は、197億96百万円（前年同期比 0.7%増）となりました。利益面におきましては、食料品事業における増収や製造コストの低減により、営業利益22億63百万円（同 30.2%増）、経常利益22億73百万円（同 27.1%増）、四半期純利益13億17百万円（同 36.9%増）となりました。

以下、セグメントの状況は次のとおりであります。

食料品事業

「基幹商品カテゴリーの活性化」につきましては、オルニチン関連の付加価値商品である「1杯でしじみ70個分のちから」シリーズが、店頭における多箇所陳列の提案や、積極的なマスコミ対応等により、消費者認知が促進され、順調に売上を伸ばしました。なお同シリーズは、トレンド情報誌『日経TRENDY』の毎年恒例企画「年間ヒット商品ベスト30」において10位にランクインいたしました。また、お茶づけ関連では、最需要期である年末年始に向けて、新たなCMを投入し店頭回転のアップを図ってまいりました。「新しいカテゴリー・事業分野の開拓」につきましては、「煮込みラーメン」を対象として、女性に人気の調理器具を景品としたプレミアムキャンペーンを実施し、売上のさらなる拡大に努めました。生姜関連の商品においては、冬季限定メニューとしてご好評頂いている『「冷え知らず」さんの生姜チャイ』および『「冷え知らず」さんの生姜ぞうすい』を当期も発売いたしました。

以上の結果、売上高は197億83百万円（前年同期比 1.2%増）となりました。

その他

その他の売上高は 13百万円（同 87.4%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローは、営業活動及び財務活動による現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の増加額が、投資活動による資金の減少額を上回ったことにより、第2四半期連結会計期間末に比べ8億54百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末の資金残高は、89億54百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間における営業活動による資金の増加額は26億25百万円（前第3四半期連結会計期間は11億62百万円の増加）となりました。これは主に、売上債権が増加したものの、税金等調整前四半期純利益、未払金及び未払費用の増加並びにたな卸資産の減少により資金が増加したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間における投資活動による資金の減少額は30億47百万円（前第3四半期連結会計期間は5億18百万円の減少）となりました。これは主に、有形及び無形固定資産の取得による支出があったことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間における財務活動による資金の増加額は12億76百万円（前第3四半期連結会計期間は9億93百万円の減少）となりました。これは主に、短期借入金の返済があったものの、長期借入れによる収入により資金が増加したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2) 基本方針の実現に資する取組みについて

創業以来、当社及び当社グループは創意と工夫で他にはない優れた価値を持つ商品やサービスをお客様にお届けしようと努力してまいりました。その結果、今日の「永谷園ブランド」の地位があります。そして、「永谷園ブランド」を支持して下さるお客様の期待に応えるためにも、当社及び当社グループは常に新しい価値を提供し続けてまいります。そのために、これまでの取り組みをいっそう強化するとともに、業務用商品や健康食品といった新たな市場における「永谷園ブランド」の提供及び価値の向上にチャレンジしてまいります。

これらの課題を着実に実行することで、当社及び当社グループの持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同利益の向上に資することができると考えております。

3) 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）の内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

本プランの概要につきましては、以下のとおりです。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載されている平成20年5月15日付「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照ください。

（当社ホームページ：http://www.nagatanien.co.jp/ir_library/brief_note.php）

(1) 本プランに係る手続き

対象となる大規模買付等

本プランは当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとし、

「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

「本必要情報」の提供

上記の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、開示します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記 の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。

取締役会の決議

当社取締役会は、上記 に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに、相当と認められる対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、()買付者等が大規模買付等を中止した場合又は()対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

大規模買付等の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

4) 本プランの合理性

買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

株主意思を重視するものであること

当社は、本プランを平成20年6月27日開催の当社第55回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき導入いたしました。上記3) (3)に記載した通り、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様にご情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3) (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3) (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発費の総額は、1億59百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

第2四半期連結会計期間末において計画中であった提出会社の本社土地・建物の購入につきましては、平成22年11月に完了しております。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	116,000,000
計	116,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	38,277,406	38,277,406	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	38,277,406	38,277,406		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
自平成22年10月1日 至平成22年12月31日		38,277		3,502		6,409

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ
ん。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 151,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 37,661,000	37,661	-
単元未満株式	普通株式 465,406	-	-
発行済株式総数	38,277,406	-	-
総株主の議決権	-	37,661	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社永谷園	東京都港区西新橋 二丁目36番1号	151,000	-	151,000	0.39
計	-	151,000	-	151,000	0.39

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	884	865	877	873	875	878	865	848	861
最低(円)	860	831	842	845	839	846	779	765	816

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,974	6,263
受取手形及び売掛金	11,919	8,823
有価証券	-	5
商品及び製品	2,460	2,902
仕掛品	413	473
原材料及び貯蔵品	3,257	2,982
その他	999	996
貸倒引当金	12	11
流動資産合計	28,012	22,435
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	14,229	13,633
減価償却累計額	8,692	8,427
建物及び構築物(純額)	5,537	5,206
機械装置及び運搬具	12,455	12,236
減価償却累計額	9,229	8,793
機械装置及び運搬具(純額)	3,226	3,442
土地	11,175	8,692
リース資産	1,349	1,136
減価償却累計額	417	237
リース資産(純額)	932	899
建設仮勘定	-	1
その他	1,862	1,845
減価償却累計額	1,536	1,509
その他(純額)	325	335
有形固定資産合計	21,197	18,577
無形固定資産		
のれん	84	107
その他	157	180
無形固定資産合計	242	288
投資その他の資産		
投資有価証券	5,692	6,405
その他	2,439	2,427
貸倒引当金	119	178
投資その他の資産合計	8,012	8,655
固定資産合計	29,452	27,521
資産合計	57,465	49,956

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,366	7,602
短期借入金	5,591	9,377
未払法人税等	822	619
賞与引当金	186	458
資産除去債務	9	-
その他	6,192	5,740
流動負債合計	20,168	23,798
固定負債		
社債	7,000	-
長期借入金	3,253	725
退職給付引当金	378	228
役員退職慰労引当金	55	51
資産除去債務	50	-
その他	2,532	2,527
固定負債合計	13,270	3,533
負債合計	33,438	27,332
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,502	3,502
資本剰余金	6,509	6,492
利益剰余金	17,836	16,456
自己株式	129	548
株主資本合計	27,718	25,903
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	513	88
土地再評価差額金	3,373	3,373
評価・換算差額等合計	3,887	3,462
少数株主持分	194	182
純資産合計	24,026	22,623
負債純資産合計	57,465	49,956

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	50,834	51,557
売上原価	28,378	28,371
売上総利益	22,455	23,186
販売費及び一般管理費		
販売促進費	8,598	8,752
貸倒引当金繰入額	9	-
賞与引当金繰入額	100	100
役員退職慰労引当金繰入額	9	-
その他	11,193	10,878
販売費及び一般管理費合計	19,910	19,730
営業利益	2,544	3,455
営業外収益		
受取利息	5	3
受取配当金	97	109
負ののれん償却額	152	-
不動産賃貸料	-	66
その他	141	106
営業外収益合計	397	285
営業外費用		
支払利息	135	136
その他	112	152
営業外費用合計	248	289
経常利益	2,693	3,451
特別利益		
固定資産売却益	3	-
受取保険金	83	-
特別利益合計	87	-
特別損失		
減損損失	-	15
解約違約金	-	43
固定資産除却損	61	7
投資有価証券評価損	95	8
事業譲渡損	16	-
特別退職金	19	3
店舗閉鎖損失	18	4
リース解約損	0	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	69
特別損失合計	210	152
税金等調整前四半期純利益	2,570	3,298
法人税等	1,033	1,320
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,978
少数株主利益又は少数株主損失()	41	11
四半期純利益	1,577	1,966

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	19,655	19,796
売上原価	10,632	10,456
売上総利益	9,023	9,340
販売費及び一般管理費		
販売促進費	3,260	3,189
貸倒引当金繰入額	7	-
賞与引当金繰入額	100	100
役員退職慰労引当金繰入額	0	-
その他	3,915	3,787
販売費及び一般管理費合計	7,284	7,077
営業利益	1,738	2,263
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	32	40
負ののれん償却額	54	-
不動産賃貸料	16	28
その他	38	31
営業外収益合計	143	101
営業外費用		
支払利息	43	52
シンジケートローン手数料	-	18
その他	49	20
営業外費用合計	92	91
経常利益	1,789	2,273
特別損失		
解約違約金	-	43
固定資産除却損	16	7
投資有価証券評価損	87	8
事業譲渡損	16	-
特別退職金	19	-
店舗閉鎖損失	15	1
特別損失合計	154	61
税金等調整前四半期純利益	1,634	2,212
法人税等	687	879
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,333
少数株主利益又は少数株主損失()	15	15
四半期純利益	962	1,317

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,570	3,298
減価償却費	1,171	1,228
減損損失	-	15
のれん償却額	29	23
負ののれん償却額	152	-
貸倒引当金の増減額（は減少）	6	56
賞与引当金の増減額（は減少）	293	272
退職給付引当金の増減額（は減少）	9	149
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	7	3
受取利息及び受取配当金	103	113
支払利息	135	136
受取保険金	83	-
投資有価証券売却損益（は益）	0	0
投資有価証券評価損益（は益）	95	8
その他の営業外損益（は益）	1	10
その他の償却額	14	13
有形固定資産除売却損益（は益）	21	34
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	69
社債発行費	-	37
売上債権の増減額（は増加）	2,891	3,094
たな卸資産の増減額（は増加）	608	225
仕入債務の増減額（は減少）	427	235
未払金及び未払費用の増減額（は減少）	771	611
未払消費税等の増減額（は減少）	202	84
その他の資産・負債の増減額	33	69
小計	2,560	2,227
利息及び配当金の受取額	102	113
利息の支払額	117	85
保険金の受取額	91	-
法人税等の支払額	724	1,085
法人税等の還付額	0	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,913	1,170

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	20
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,922	4,105
有形固定資産の売却による収入	30	1
有価証券の償還による収入	-	5
投資有価証券の取得による支出	294	9
投資有価証券の売却による収入	0	14
関係会社出資金の払込による支出	-	65
子会社株式の取得による支出	16	3
差入保証金の差入による支出	9	10
差入保証金の回収による収入	447	329
その他	8	17
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,772	3,880
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	260	3,850
ファイナンス・リース債務の返済による支出	140	199
長期借入れによる収入	600	3,000
長期借入金の返済による支出	546	408
社債の発行による収入	-	6,962
自己株式の純増減額（は増加）	13	435
配当金の支払額	530	538
財務活動によるキャッシュ・フロー	891	5,401
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	750	2,691
現金及び現金同等物の期首残高	6,714	6,263
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	34	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,998	8,954

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は20百万円、経常利益は27百万円それぞれ増加し、税金等調整前四半期純利益は40百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は94百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	
1.	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
2.	前第3四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました「貸倒引当金繰入額」(当第3四半期連結累計期間3百万円)及び「役員退職慰労引当金繰入額」(当第3四半期連結累計期間3百万円)は、金額的重要性がなくなったため、販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示することとしました。
3.	前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「不動産賃貸料」(前第3四半期連結累計期間57百万円)は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	
1.	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
2.	前第3四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました「貸倒引当金繰入額」(当第3四半期連結会計期間0百万円)及び「役員退職慰労引当金繰入額」(当第3四半期連結会計期間1百万円)は、金額的重要性がなくなったため、販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示することとしました。
3.	前第3四半期連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「シンジケートローン手数料」(前第3四半期連結会計期間15百万円)は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)並びに前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 5,998百万円	現金及び預金勘定 8,974百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金他 -	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 20
現金及び現金同等物 5,998	現金及び現金同等物 8,954

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 38,277千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 157千株

3. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	291	7.75	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	295	7.75	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計及び営業利益の合計額に占める「食料品事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「外食事業」については、事業の縮小に伴い重要性がなくなったため、「その他の事業」に含めております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

本国以外の国又は地域に所在する連結子会社及び支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業は、商品及びサービス別のセグメントで構成されておりますが、その事業の大部分を「食料品事業」が占めております。「食料品事業」においては、当社にて取扱い商品の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは「食料品事業」のみを報告セグメントとしております。

「食料品事業」においては主に和風即席食品及び洋風・中華風即席食品の製造及び販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	食料品事業		
売上高			
外部顧客への売上高	51,425	132	51,557
セグメント間の内部売上高又は振替高	1	5	7
計	51,427	138	51,565
セグメント利益又はセグメント損失()	3,464	8	3,455

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	食料品事業		
売上高			
外部顧客への売上高	19,783	13	19,796
セグメント間の内部売上高又は振替高	0	1	2
計	19,784	14	19,799
セグメント利益又はセグメント損失()	2,267	3	2,263

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、外食事業、保険代理店事業及びリース事業等を含んでおります。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容（差異調整に関する事項）

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	3,464
「その他」の区分の利益又は損失（ ）	8
セグメント間取引消去	0
四半期連結損益計算書の営業利益	3,455

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	2,267
「その他」の区分の利益又は損失（ ）	3
セグメント間取引消去	-
四半期連結損益計算書の営業利益	2,263

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

以下の科目は、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)受取手形及び売掛金	11,919	11,919	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	5,344	5,344	-
(3)社債	7,000	7,053	53
(4)長期借入金	3,253	3,337	84

(注)金融商品の時価の算定方法

(1)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券(その他有価証券)

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)社債

社債の時価は、市場価格等によっております。

(4)長期借入金

固定金利による借入金の時価については、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

また、変動金利による借入金の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりますが、金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施している借入金については、取引金融機関から提示された金利スワップの時価も含めて記載してあります。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1)株式	6,299	5,325	974
(2)債券 国債・地方債等	3	3	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	12	15	2
合計	6,315	5,344	971

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 625.17円	1株当たり純資産額 596.68円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 41.92円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 52.00円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益(百万円)	1,577	1,966
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,577	1,966
期中平均株式数(千株)	37,621	37,814

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 25.58円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 34.54円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益(百万円)	962	1,317
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	962	1,317
期中平均株式数(千株)	37,617	38,123

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成22年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 中間配当による配当金の総額 | 295百万円 |
| (2) 1株当たりの金額 | 7円75銭 |
| (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 平成22年12月10日 |

(注)平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社永谷園
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 禎良

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野口 和弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 康一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社永谷園の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社永谷園及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社永谷園
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 麻生 和孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野口 和弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 康一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社永谷園の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社永谷園及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。